

静岡市デジタル化推進統括会議設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、本市における行政デジタル化の推進と、地域におけるICTを活用した課題解決などを積極的に推進するため、静岡市デジタル化推進統括会議（以下「統括会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 統括会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市の行政デジタル化の推進に係る計画の策定及び進捗に関すること。
- (2) 本市の行政デジタル化に必要となる情報システムの構築及び運営に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の行政デジタル化の推進に関し市長が必要であると認める事項

(組織)

第3条 統括会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は大長副市長を、副会長は本田副市長を、委員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、統括会議の会務を総理し、統括会議を代表する。

- 2 会長は、統括会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 統括会議の会議は、会長が招集する。

- 2 統括会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 統括会議は、必要があると認めるときは、統括会議の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(調整会議)

第6条 次に掲げる事務を行わせるため、統括会議に静岡市デジタル化推進調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

- (1) 第2条各号に掲げる事項について、必要となる調査及び研究。ただし、第2条第2号に掲げる事項のうち、各部局において実施する電算処理システムの開発等又は情報機器の購入に関する計画の審査を除く。
- 2 調整会議は、議長、副議長及び議員をもって組織する。
- 3 議長は企画局次長の職にある者を、副議長は総務局次長の職にある者を、議員は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 議長は、調整会議の議長となる。
- 5 前条の規定は、調整会議の会議について準用する。この場合において、同条中「統括会

議」とあるのは「調整会議」と、「会長」とあるのは「議長」と、「委員」とあるのは「議員」と読み替えるものとする。

(部会)

第7条 次に掲げる事務を行わせるため、統括会議にデジタル化推進プロジェクト部会(以下「部会」という。)を置く。

- (1) 第2条第2号に掲げる事項のうち、各部局において実施する電算処理システムの開発等又は情報機器の購入に関する計画の審査
- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は企画局次長の職にある者を、副部会長は企画局デジタル化推進課長の職にある者を、部会員は別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会議の議長となる。
- 5 第5条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「統括会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(デジタル化推進システム開発会議)

第8条 前条第1項第1号に掲げる事項について、調査及び検討を行わせるため、統括会議にデジタル化推進システム開発会議(以下「システム会議」という。)を置く。

- 2 システム会議は、会議長及び会議員をもって組織する。
- 3 会議長は企画局デジタル化推進課長の職にある者を、会議員は企画局デジタル化推進課及びシステム管理課の職員のうち、会議長が指名する者をもって充てる。
- 4 会議長は、システム会議の議長となる。
- 5 第5条の規定は、システム会議の会議に準用する。この場合において、同条中「統括会議」とあるのは「システム会議」と、「会長」とあるのは「会議長」と、「委員」とあるのは「会議員」と読み替えるものとする。

(プロジェクトチーム)

第9条 第2条各号に掲げる所掌事項(第7条第1項第1号に掲げる事項を除く。次項において同じ。)について必要な資料の収集及び整理その他の作業を行うため、統括会議にプロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームは、第2条各号に掲げる所掌事項ごとに置くことができる。
- 3 プロジェクトチームの構成員は、会長が職員の中から指名する。
- 4 会長は、前項の規定によるプロジェクトチームの構成員の指名を行うに当たり、構成員を職員から募集することができる。
- 5 プロジェクトチームにチームリーダーを置き、プロジェクトチームの構成員のうちから会長が指名する。
- 6 第5条の規定は、プロジェクトチームの会議に準用する。この場合において、同条中「統括会議」とあるのは「プロジェクトチーム」と、「会長」とあるのは「チームリーダー」

と、「委員」とあるのは「プロジェクトチームの構成員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第10条 統括会議の庶務は、企画局デジタル化推進課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、統括会議の運営に関し必要な事項は、会長が統括会議の会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

連携調整監
総務局長
企画局長
財政局長
市民局長
葵区区長
駿河区区長
清水区区長
観光交流文化局長
環境局長
保健福祉長寿局長
子ども未来局長
経済局長
都市局長
建設局長
会計管理者
消防局長
上下水道局長
教育局長
選挙管理委員会事務局長
人事委員会事務局長
監査委員事務局長
農業委員会事務局長
議会事務局長

別表第2（第6条関係）

市長公室長
財政局次長
市民局次長
葵区副区長
駿河区副区長
清水区副区長
観光交流文化局次長
環境局次長
保健福祉長寿局次長
子ども未来局次長
経済局次長
都市局次長
建設局次長
静岡会計課長
消防次長
上下水道局次長
教育局次長
選挙管理委員会事務局長
人事委員会事務局長
監査委員事務局長
農業委員会事務局長
議会事務局長

別表第3（第7条関係）

総務局総務課長
総務局人事課長
企画局企画課長
企画局システム管理課長
財政局財政部財政課長